

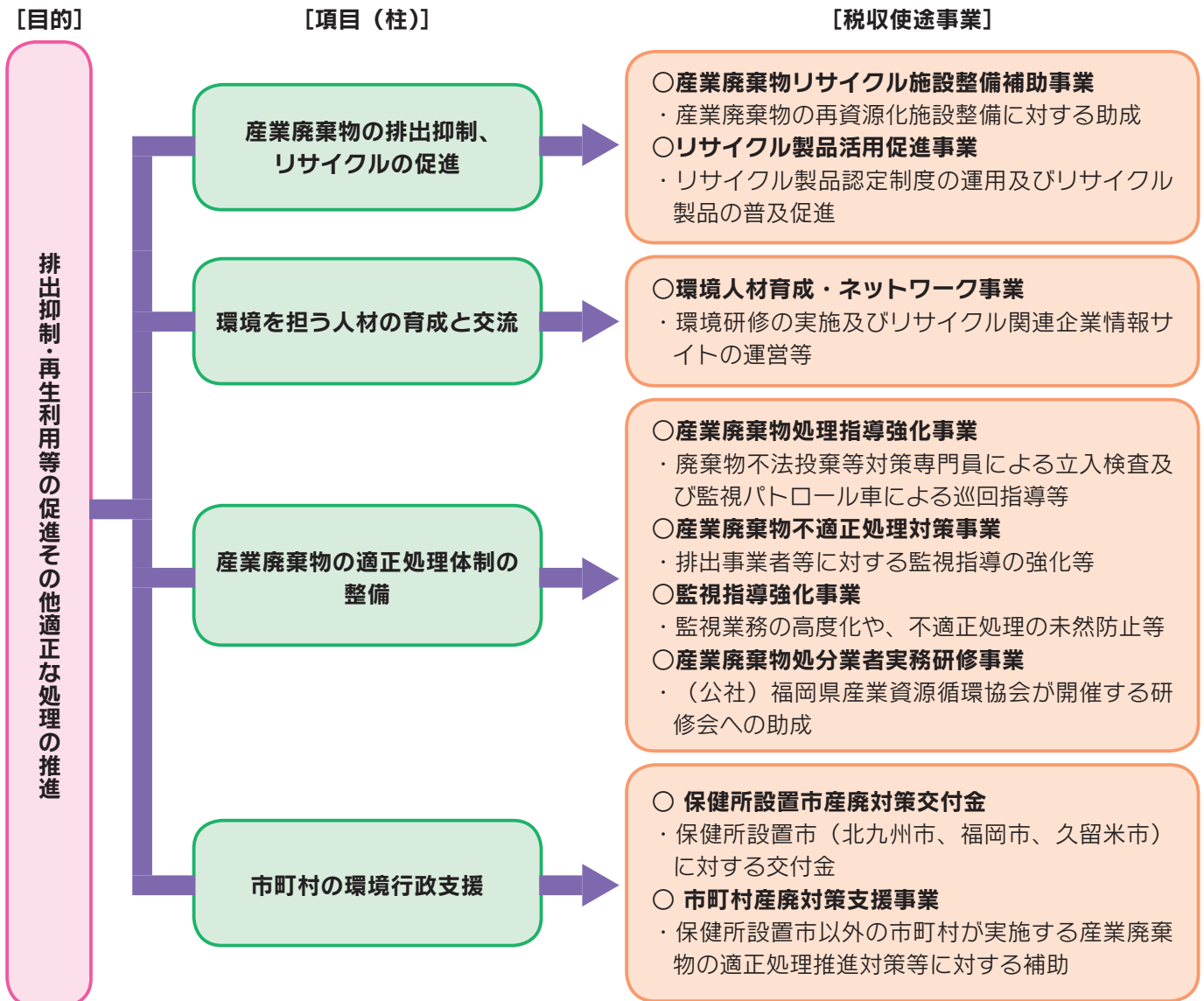
●産業廃棄物税の使いみち

産業廃棄物税の税収は、その目的である「産業廃棄物の排出抑制・再生利用等の促進その他適正な処理の推進」のために使われています。

目的を達成するため、「産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進」、「環境を担う人材の育成と交流」、「産業廃棄物の適正処理体制の整備」、「市町村の環境行政支援」という4つの項目（4本の柱）のもとに事業を行っています。

次の図は、税収使途事業の一例です。

主な産業廃棄物税 税収使途事業



産業廃棄物税の使いみちに関するお問い合わせは、福岡県環境部循環型社会推進課(TEL:092-643-3372)まで。

おしえて!

けんぜい Q & A



産業廃棄物税編

Q

産業廃棄物税は、どのような廃棄物に対してかかるのですか？

A

廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物に大別されますが、産業廃棄物のみを課税の対象にしています。

産業廃棄物とは、事業活動に伴って排出されたごみのうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた燃えがら、汚泥、廃油、廃プラスチックなどの廃棄物のことです。

なお、家庭から排出されるごみは一般廃棄物として取り扱われ、産業廃棄物税の課税の対象になりません。

Q

産業廃棄物税は、どのような場合に課税されるのですか？

A

産業廃棄物を焼却施設で焼却した場合と、最終処分場で埋立処分にした場合に課税されます。

産業廃棄物がリサイクルされ、焼却施設及び最終処分場へ搬入されなければ、産業廃棄物税は課税されません。

Q

中間処理施設を経て最終処分場に搬入された場合の税負担はどうなるのですか？

A

中間処理業者が納税義務者となり、税を負担した中間処理業者は処理料金に「税相当額」を転嫁（上乘せ）して、排出業者に請求することになります。

なお、「税相当額」は、中間処理料金（請負契約金額）の一部であって産業廃棄物税そのものではないため、消費税の課税対象となります。

宿泊税

この税は、観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てられる目的税です。

●納める人

県内の宿泊施設への宿泊者

(対象となる宿泊施設は次の事業を行う施設(以下「宿泊施設」という。)です。)

- ・旅館業法に規定する旅館業(旅館・ホテル営業・簡易宿所営業)
- ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業(特区民泊)
- ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業(新法民泊)

●納める額

宿泊施設への宿泊数×税率＝税額

宿泊施設の所在地			税 率		
			県税率	市税率	合計(1人1泊)
福岡県(北九州市・福岡市以外)			200円	—	200円
北九州市			50円	150円	200円
福岡市	宿泊料金	2万円以上	50円	450円	500円
		2万円未満		150円	200円

※市町村が宿泊税を新たに課す場合、県税の税率は宿泊者1人につき100円となります。

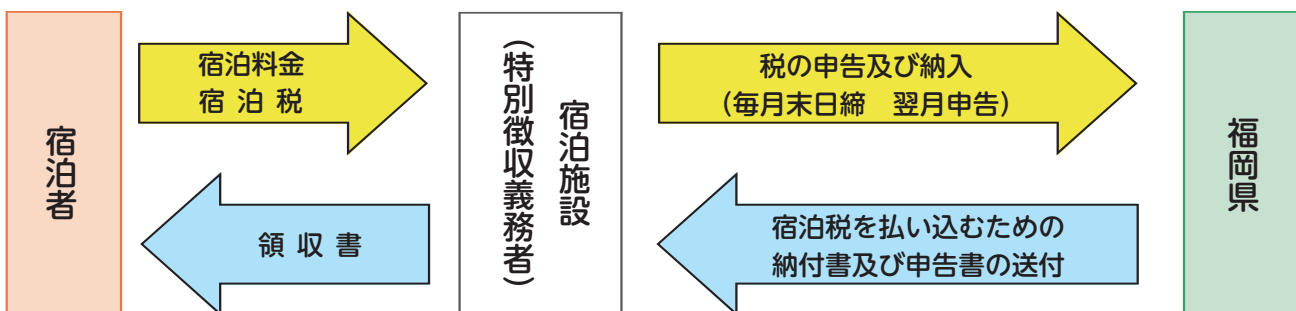
●申告と納税

宿泊施設の経営者が宿泊者から税金を預かり、毎月分をまとめて、翌月の末日までに県税事務所に申告して納めることになっています。

なお、申告者の皆様の負担軽減を図るため、所在地が北九州市及び福岡市の宿泊施設については、特例により、これらの市に県税分も併せて税金を納めることになっています。

※一定の要件を満たす場合は、申請により3か月分をまとめて申告して納めることができます。

【参考】申告納入フロー図



●取扱県税事務所 福岡県博多県税事務所 課税第3課 (TEL: 092-260-6007)

●宿泊税の使いみち

宿泊税は、第三次福岡県観光振興指針で掲げる、以下の4つの施策の柱に基づき実施する観光振興施策に活用していきます。

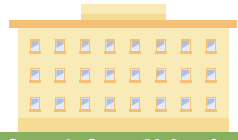
4つの施策の柱	取組内容
<p>(1) 受入環境の充実</p>  <p>ユニバーサルデザイン タクシー導入</p>	<p>○ユニバーサルデザインタクシーの導入支援 国内外からの旅行者を含め、福岡県でタクシーを利用するすべての人が安心して円滑に移動できる環境を目指し、タクシーのバリアフリー化を助成</p> <p>○宿泊業における生産性向上の取組みを支援 宿泊業専門アドバイザー等による課題整理及び解決に向けた個別経営支援や、宿泊事業者の生産性向上に資する設備導入等の支援</p>
<p>(2) 観光資源の魅力向上</p>  <p>久留米糺工房見学</p>	<p>○久留米糺のオープンファクトリー化を推進 産地事業者が年間を通じて工房見学や製作体験を提供できる体制づくりを支援</p> <p>○万葉歌碑による県内周遊を推進 万葉歌碑が所在する市町村の連携による観光プログラムの開発を支援し、魅力ある広域観光ルートを創出</p>
<p>(3) 戦略的なプロモーション</p>  <p>温泉地への誘客強化 (原鶴温泉)</p> 	<p>○県内温泉地への誘客を強化 外国人観光客に県内の食と温泉地を案内する「福岡の食と温泉 コンシェルジュ」を福岡空港国際観光案内所に設置するほか、夜間・早朝イベントを開催し、温泉地のにぎわいを創出</p> <p>○食の王国福岡の魅力を発信 世界のグルメ情報を発信する「ラ・リスト」の東京、パリでのイベント出展や、食を中心とした観光情報の発信により、国内外の観光客を誘客</p> <p>○観光客の県内周遊・宿泊を促進 ・閑散期の平日に観光客を呼び込むため、旅行代金等の一部を助成(※1) ・県内周遊バス旅行商品サイト「よかバス」を開設し、県内周遊促進のためのバス旅行商品を造成する県内旅行会社を支援</p> <p>○欧米豪・中東からの誘客・県内周遊を推進 ・イスラム圏出身のインフルエンサーを活用し、中東向けに福岡の観光の魅力を発信するほか、ムスリム、ベジタリアン等が安心して利用できる飲食店情報を県観光サイトにおいて発信 ・欧米豪に設置している本県の観光誘客拠点を通じて、現地旅行会社が企画する旅行商品の造成・販売を支援</p>
<p>(4) 観光振興の体制強化</p>  <p>宿泊業合同会社説明会</p>	<p>○観光業の人材育成・雇用促進 ・宿泊業の人材不足解消に向けたインターンシップの導入支援、合同会社説明会を実施 ・地域観光のリーダーを育成するため、九州産業大学が実施する人材育成プログラムの受講料の全額を助成 ・宿泊施設従業員を対象としたおもてなし研修を実施</p>

(※1) 旅行代金割引率: 宿泊・旅行代の20%、割引上限額: 3千円、実施時期: 5～7月、12月～2月(年末年始は除く)

宿泊税の使いみちに関するお問い合わせは、福岡県商工部観光局観光政策課(TEL: 092-643-3419)まで

おしえて!

けんぜい Q&A



宿泊税編

Q

観光目的でない宿泊でも課税対象となりますか？

A

旅館業法等に基づく宿泊施設の宿泊者は、行政サービスを一定程度享受していることに鑑み、その宿泊目的に関わらず、全ての宿泊者に広くご負担をお願いしています。

Q

違法民泊にも課税されるのですか？

A

すべての宿泊施設が対象であるため、いわゆる違法民泊についても課税の対象となります。

Q

北九州市内、福岡市内の税率は、なぜ100円ではなく特例が設けられているのですか？

A

県と北九州市、福岡市は、各市域内での宿泊税に係る観光行政の役割分担を以下のとおり行うため、課税額を「県50円、北九州市150円」、「県50円、福岡市150円(450円)」とする特例を設けています。

- ・ 県は、県全体の底上げに資する広域観光推進のため、北九州市内、福岡市内宿泊者の便益にも資する広域観光に係るテーマやルート形成、広域観光プロモーション、観光振興体制の整備に関する事業を実施します。
- ・ 北九州市は、持続的な観光振興、九州の玄関口としての機能強化を推進するため、観光資源の魅力向上及び受入環境整備を含む市域における観光振興事業を実施します。
- ・ 福岡市は、九州のゲートウェイ都市機能強化やビジネス・MICEの推進のため、観光資源の魅力向上及び受入環境整備を含む市域における観光振興事業を実施します。

県税の電子申告・申請・届出サービス



エルタックス
eLTAX をご利用ください!

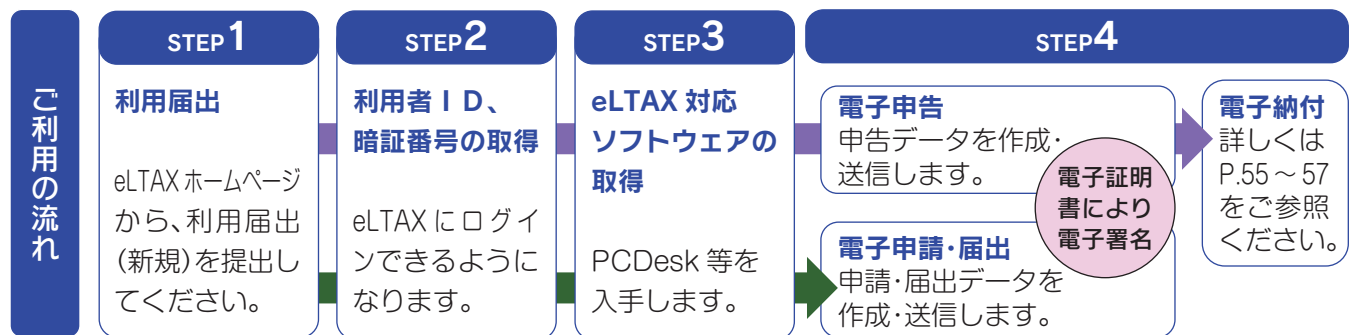
地方税ポータルシステム <https://www.eltax.lta.go.jp/>

福岡県では、インターネットによる県税の電子申告・申請・届出の受付を行っております。
また、電子申告した税目については、地方税共通納税システムを利用して電子納税ができます。

◆ 福岡県でご利用いただける手続

税目	電子申告	電子申請・届出
法人の県民税、事業税 及び特別法人事業税 (地方法人特別税)	◆ 予定申告 ◆ 中間申告 ◆ 確定申告 ◆ 修正申告 ◆ 均等割申告など	◆ 法人設立（設置）届 ◆ 異動届 ◆ 申告書の提出期限の延長の処分等の届出・承認申請 ◆ 更正請求書 ◆ 分割基準の修正に関する届出書 ◆ 災害等に係る申告書の提出期限の延長の申請書 ③ 納税管理人申告 など
<p>※ 大法人の電子申告義務化について 令和2年4月1日以後に開始する事業年度分から、事業年度開始の時ににおいて資本金の額等が1億円を超える法人、相互会社、投資法人、特定目的会社について、eLTAXによる電子申告が義務化されました。</p>		
県民税利子割	◆ 納入申告	①②
県民税譲渡割	◆ 納入申告	①②
県民税株式等譲渡所得割	◆ 納入申告	①②
ゴルフ場利用税	○ 納入申告	○ 特別徴収義務者登録申請書など、①②③④
宿泊税	○ 納入申告	○ 特別徴収義務者登録申請書など、①②③④
県たばこ税	○ 納付申告	○ 営業の改廃等の報告書 など、①②
軽油引取税	○ 納入（納付）申告	○ 特別徴収義務者登録申請書など、①②
産業廃棄物税	○ 納付（納付）申告	○ 特別徴収義務者登録申請書など、①②③
自動車税環境性能割		①②
自動車税種別割	—	②③
個人事業税	—	②③
不動産取得税	—	②③④
鉱区税	—	②③

※ ◆は ピーシーデスク PCdesk(DL版)又はeLTAX対応会計ソフトを利用、○・①～④は ピーシーデスク ネット PCdesk Next を利用。
 ※ ①更正請求
 ②申告書の提出期限の延長の承認申請
 ③納税管理人申告
 ④課税免除の届出



課税免除

●過疎地域および離島振興対策実施地域に係る課税免除

過疎地域(※1)および離島振興対策実施地域の指定区域(※2)において対象事業の用に供する一定の対象設備の新設などを行ったときは、次のいずれにも該当するものに限り、一定期間にかかる個人・法人の事業税と工場等の建物およびその敷地である土地の取得にかかる不動産取得税(※3)を免除する特例があります。

(※1)特定市町村(大牟田市)を含みます。

(※2)令和7年4月1日現在、福岡県内における離島振興対策実施地域の指定区域は次のとおりです。

馬島・藍島(北九州市)、地島・大島(宗像市)、相島(新宮町)、玄界島・小呂島(福岡市)、姫島(糸島市)

(※3)不動産取得税における土地の取得については、その取得の日の翌日から1年以内に建物の建設の着手があったものに限ります。

区 分		過疎地域に係る課税免除	離島振興対策実施地域に係る課税免除
適用される人		青色申告書を提出する個人または法人	
対象区域		過疎地域の市町村が策定する市町村計画に記載された産業振興促進区域	県が定める離島振興計画に記載された産業振興促進区域
対象事業(※4)		製造業、情報サービス業等(※5)、農林水産物等販売業、旅館業(下宿営業を除く)のうち、市町村計画に定められた業種	製造業、情報サービス業等(※5)、農林水産物等販売業、旅館業(下宿営業を除く)のうち、離島振興計画に定められた業種
対象設備の取得期間		過疎地域の公示の日から令和9年3月31日まで	離島振興対策実施地域指定の公示の日から令和9年3月31日まで
対象設備の取得価額(対象設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額)	製造業	500万円以上 (資本金又は出資金の額が5千万円超1億円以下の法人は1,000万円以上) (資本金又は出資金の額が1億円超の法人は2,000万円以上)	
	旅館業(下宿営業を除く)		
	情報サービス業等	500万円以上	
	農林水産物等販売業		

(※4)個人の事業税については、対象区域において、畜産業・水産業・薪炭製造業(離島振興対策地域に係る課税免除のみ)の事業を行った日数の合計が、当該年における延べ労働日数の1/3超～1/2以下の場合も、課税免除の対象となる。

(※5)情報サービス業等については、過疎地域に係る課税免除と離島振興対策事業実施地域における課税免除で一部対象が異なる。

(※6)過疎地域に係る課税免除と離島振興対策実施地域に係る課税免除の対象区域が重複する場合、過疎地域に係る課税免除が適用される。

●グリーンアジア国際戦略総合特区に係る課税免除

総合特別区域法(以下「法」といいます。)に規定する国際戦略総合特別区域として指定されたグリーンアジア国際戦略総合特区において、法に基づく法人税(国税)の課税の特例が適用される不動産を取得した場合に、不動産取得税を免除する特例があります。

【特例の内容】

法第26条第1項に規定する課税の特例の適用がある建物及びその敷地である土地の取得に係る不動産取得税の課税を免除します。

●地域経済牽引事業の促進区域に係る課税免除

地域未来投資促進法に規定する促進区域において、承認地域経済牽引事業の用に供する家屋で一定の要件を満たすものを取得した場合は、当該家屋及びその敷地である土地の取得に係る不動産取得税(※)を免除する特例があります。

(※)不動産取得税における土地の取得については、その取得の日の翌日から1年以内に建物の建設の着手があったものに限ります。

不均一課税

●地方活力向上地域における不均一課税

県外から地方活力向上地域(※1)へ本社機能を移転する事業者及び地方活力向上地域において本社機能を拡充する事業者が、特定業務施設(※2)及び特定業務児童福祉施設(※3)の用に供する一定の対象設備を新設または増設したときは、次の要件①～③のいずれにも該当するものに限り、一定期間にかかる個人・法人の事業税と建物及びその敷地である土地の取得にかかる不動産取得税(※4)について不均一課税をする特例があります。

- (※1)県が策定した「福岡県アジアビジネス拠点化に向けた本社機能立地促進計画」において、本社機能の誘致を特に進めるために指定した地域のことです。
- (※2)「調査・企画部門」、「情報処理部門」、「研究開発部門」、「国際事業部門」、「その他管理業務部門」、「商業事業部門の一部」、「情報サービス事業部門」、「サービス事業部門の一部」のいずれかを有する事務所、または研究所もしくは研修所であって重要な役割を担う事業所のことをいいます。
- (※3)特定業務施設の従業員の児童に係る保育所その他の児童福祉施設のことをいいます。
- (※4)不動産取得税における土地の取得については、その取得の日の翌日から1年以内に建物の建設の着手があったものに限ります。

●不均一課税の適用要件

- ①平成27年10月8日から令和8年3月31日までの間に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る知事の認定を受けた事業者であること。
- ②認定を受けた日から同日の翌日以降3年（※）を経過する日までに、以下の用に供する減価償却資産を新設または増設し、事業の用に供すること。
 - ・ 特定業務施設
 - ・ 当該特定業務施設の新設に併せて整備される特定業務児童福祉施設
 (※)令和4年3月31日以前に事業の用に供した場合は2年。
- ③上記②の減価償却資産の取得価格の合計額が3,800万円以上（租税特別措置法における中小企業者等にあつては1,900万円以上）であること。

●不均一課税の税率

事業税	① 特定業務施設の用に供する減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度（年）	通常の税率 × 1 / 2
	② 上記①の翌事業年度（年）	通常の税率 × 3 / 4
	③ 上記②の翌事業年度（年）	通常の税率 × 7 / 8
不動産取得税	建物 0.4%	
	土地 0.3%	

納税の猶予・税額の減免

県税は納期限内に納めなければなりません、困難な場合は、納税の猶予や減免の制度があります。

●納税の猶予

次の場合等で税金を一時に納めることができないときは、納税の猶予を申請して、1年以内の猶予を受けることができます。ただし、猶予税額が100万円を超える場合は担保の提供が必要です。

- ①本人の財産が災害により被害を受けたとき、又は盗難にあったとき
- ②本人若しくは本人の家族が病気にかかったとき、又は負傷したとき
- ③事業を廃止又は休止したとき並びに事業が著しい損失を受けたとき

●税額の減免(主なもの)

天災その他により著しく資力を喪失して納税が困難な場合など、申請により次の県税について減額又は免除されることがあります。

県税の種類	減免理由(主なもの)
個人の県民税	・ 各市町村の取扱いに準じて減免されます。
個人の事業税	・ 災害により事業用資産に被害を受けた場合 ・ 身体障がい者等で一定の要件を満たす場合
不動産取得税	・ 災害により家屋に被害を受けたため、それに代わる家屋を3年以内に取得した場合 ・ 取得した家屋を、取得後使用することなく災害により被害を受けた場合
自動車税 (環境性能割)	・ 一定の級以上の身体障がい者又は精神障がい者等のために利用される場合
自動車税 (種別割)	・ 災害により自動車に被害を受けた場合 ・ 一定の級以上の身体障がい者又は精神障がい者等のために利用される場合

県税の申告と納期一覧表

税 目	申告期限	納 期	方 法
個人 の 県 民 税	給与所得者については、給与支払者等が給与支払報告書を1月末日までに提出 ※年金受給者も同様です。	6月から5月まで毎月徴収して翌月10日 (年金は受給月)	給与支払者等による特別徴収
	給与以外の所得者は3月15日 ※所得税の確定申告をした人は不要です。	6月・8月・10月・1月の各月 (市町村により異なります)	普通徴収
県 民 税 配 当 割	毎月分を翌月10日	申告と同じ	申告納入
県民税株式等譲渡所得割	1月10日	申告と同じ	申告納入
法 人 の 県 民 税	確定申告は事業年度が終了した日から原則として2か月以内	申告と同じ	申告納付
県 民 税 利 子 割	毎月分を翌月10日	申告と同じ	申告納入
個人 の 事 業 税	3月15日 ※所得税の申告をした人や個人の県民税の申告をした人は不要です。	第1期分・・・8月 第2期分・・・11月 特別の場合はその都度	普通徴収
法 人 の 事 業 税	法人の県民税と同じ	申告と同じ	申告納付
地 方 消 費 税	個人事業者は3月末日、法人は課税期間の末日の翌日から2か月以内(消費税と同期限で、消費税と合わせて、国に申告、納付)	申告と同じ	申告納付
不 動 産 取 得 税	取得した日から60日以内 ※登記の状況等により不要となる場合があります。	納税通知書に定められた日	普通徴収
県 た ば こ 税	毎月分を翌月末日	申告と同じ	申告納付
ゴ ル フ 場 利 用 税	毎月分を翌月末日	申告と同じ	申告納入
自 動 車 税(環境性能割)	登録や届出のとき	申告と同じ	申告納付
自 動 車 税(種 別 割)	新規、変更又は移転等の登録のとき	5月	普通徴収
		新規登録はその都度	証紙徴収
鉦 区 税	鉦業権の設定、消滅や変更の登録の日から10日以内	5月	普通徴収
		新規登録は納税通知書に定められた日	
軽 油 引 取 税	毎月分を翌月末日 輸入は、輸入の時まで(元売、特約業者を除く)	申告と同じ	申告納入(納付)
狩 猟 税	狩猟者の登録を受けるとき	申告と同じ	証紙徴収
産 業 廃 棄 物 税	1月1日～ 3月末日分を 4月末日 4月1日～ 6月末日分を 7月末日 7月1日～ 9月末日分を 10月末日 10月1日～ 12月末日分を 1月末日	申告と同じ	申告納入(納付)
宿 泊 税	毎月分を翌月末日 ※一定の要件を満たす場合で宿泊施設の経営者の申請があった場合 12月1日～ 2月末日分を 3月末日 3月1日～ 5月末日分を 6月末日 6月1日～ 8月末日分を 9月末日 9月1日～ 11月末日分を 12月末日	申告と同じ	申告納入

- 特別徴収・・・経営者等が、県に代わって納税義務者から税金を預かり、県に納めます。
- 普通徴収・・・県が送付した納税通知書により、納税者が税金を納めます。
- 申告納付・・・納税者が、自分で納める税額を計算し、申告して納めます。
- 申告納入・・・特別徴収義務者が納税者から売上代金等とともに税金を預かり、申告して納めます。
- 証紙徴収・・・県が発行する証紙を購入し、書類などに貼付することにより、税金を納めます。